

別紙様式（第24条関係）

(表面)

第 号

株式会社商工組合中央金庫法第11条第2項の規定による

立 入 檢 查 証

写

所属部局

官 職

氏 名

真

年 月 日生

年 月 日交付

発行者名

(裏面)

株式会社商工組合中央金庫法（抄）

（主要株主に対する立入検査）

第十一條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又はその帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 二 第十一條第一項、第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B 8 とすること。